

○中部大学における研究者の行動規範

2007年4月1日制定

2015年2月18日改正

中部大学（以下「本学」という。）は、「『不言実行、あてになる人間』を信条とし、豊かな教養、自立心と公益心、国際的な視野、専門的能力と実行力を備えた、信頼される人間を育成するとともに、優れた研究成果をあげ、保有する知的・物的資源を広く提供することにより、社会の発展に貢献する。」ことを基本理念としている。その下に研究上の使命として、「社会の発展に寄与する研究課題に取り組み、優れた研究成果をあげることによって、真理の探究と知の創造に貢献する。」ことを謳っている。本学の研究者は、この基本理念及び研究上の使命に則り、高い倫理意識を持って研究を推進することによって、社会に貢献しうる研究成果をあげていかなければならない。

一方、近年、国内外において、研究活動や研究費の使用に関して研究者の倫理に悖る行為が問題となっており、研究者が自ら高い倫理意識を持って研究を推進すると同時に、研究機関も責任ある対応をしていくことが強く求められている。

上記の認識のもとに、本学は、研究の自由と研究者の自主性を尊重しつつ、適正な研究活動が推進できるように、以下の研究者の行動規範を策定する。

1. 本学の研究者は、自らが生み出す研究成果の質を保証する責任を有するとともに、その研究成果を通して環境と調和した人間社会の持続的発展に貢献する責任を有する。
2. 本学の研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と付託の上に成り立つことを自覚し、誠実に公正な研究の推進に努めるとともに、常に自らの専門知識や研究能力の向上に努め、研究によって生み出される知の正確性や正当性を科学的に示す最善の努力を払う。
3. 本学の研究者は、自らの研究の意義と成果を積極的に公開して、対外的な説明責任を果たすとともに、社会との対話・連携に努める。
4. 本学の研究者は、自らの研究の成果が、自身の意図に反して破壊的行為に悪用される可能性を認識し、研究の実施、成果の公表に当たっては、社会に許容される方法を選択する。
5. 本学の研究者は、自らの研究を遂行するに当たって、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造・改ざんや盗用等の研究活動の不正行為、及び研究費の

不適切な使用の問題が生じないように、法令や関係規則を遵守しつつ、適正な活動を行う。

6. 本学の研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持に努めるとともに、不正行為抑止の教育啓発（研究倫理教育、コンプライアンス教育、安全保障貿易管理教育等）に継続的に取り組む。
7. 本学の研究者は、研究への協力者の人格・人権を尊重し、福利に配慮する。動物等に対しては真摯な態度でこれを扱う。
8. 本学の研究者は、他者の研究成果を正当に評価し、自らの研究に対する批判には誠実な態度で意見を交え、科学コミュニティの評価に積極的に参加するよう努め、名誉や知的財産権を尊重する。
9. 本学の研究者は、社会に貢献することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づいて公正な助言を行う。その際、自らの発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さを自覚し、権威を濫用しない。また、助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について説明できるよう努める。
10. 本学の研究者は、学内で不正行為等の疑いがある場合は、受付窓口に告発等を行うことができる。その際、本学は告発者及び被告発者の人権や秘密保持に十分な配慮をしなければならない。また、不正行為等に関係する手続、調査、措置等については別に定める。
11. 本学は、研究倫理委員会を置いて、研究に係る倫理に関する様々な問題を審議し、必要な措置を講じる。